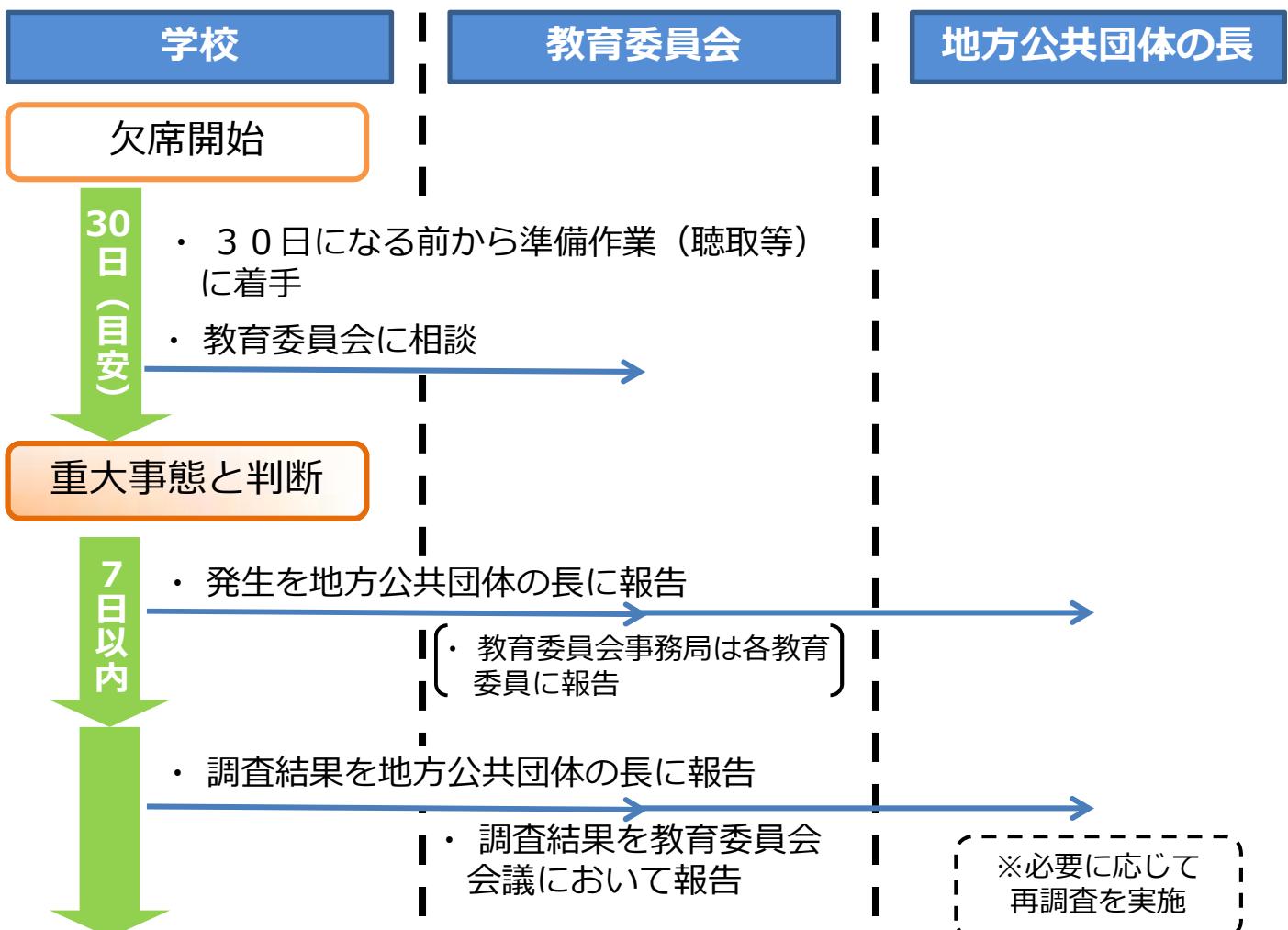


不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

- いじめ防止対策推進法
(学校の設置者又はその設置する学校による対処)
第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、(略)組織を設け、(略)当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一 (略)
二 いじめにより当該学校に在席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜公立学校の場合＞



- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的
- 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- 学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援
- 対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導